

## 倉敷芸術科学大学 教員及び教員組織に係る各種方針

倉敷芸術科学大学（以下、本学という）は、ミッション並びに目的等の実現に向け、以下のとおり、教員及び教員組織に係る各種方針を定める。

### 1. 求める教員像

高度の研究・創作と専門職業人の育成に取り組む本学の教員は、加計学園の建学の理念はもとより、本学のミッション、目的等を踏まえて、日々の研鑽に努めなければならない。本学が地域と共生する高等教育機関として公共的役割を果たすためには、教員は使命感と倫理観をもって教育及び研究・創作に励むことは無論のこと、社会との連携に意欲的に取り組むことが求められる。また、私立大学である本学は、教育の成果をもって学生の経済的負担に応える義務を負っている。これは、本学が果たすべき社会的責務の一つでもある。

これらの基本事項を十分に理解・認識し、かつ、以下の方針を共有する者を、「倉敷芸術科学大学が求める教員像」とする。

#### (1) 教育及び研究・創作について

教育及び研究・創作に携わる者として高い倫理観をもち、専門分野の発展に対する使命感と熱意をもって研鑽に努めるとともに研究・創作の成果の普及に努める。

#### (2) 学生支援について

- ① 社会に有為な人材を育成するために、教育及び研究・創作に鋭意注力し、内容改善に不断の努力を払う。
- ② 常に学生の学習意欲を喚起し、入学目的の達成を誠実に支援する。
- ③ 教育及び研究・創作活動に対する、学生並びに周囲からの評価、注意、忠告等に真摯に応える。

#### (3) 社会貢献、社会連携について

教育及び研究・創作活動成果、並びにそれらから派生する周辺効果を地域の公共的活動に供し、社会的責務を果たす。

#### (4) 管理運営について

組織的な大学運営等において連携、協働することのできる社会性及びコミュニケーション力を有し、リーダーシップを発揮する。

### 2. 教員人事に関する基本方針

教員の採用、昇任等は、「倉敷芸術科学大学教員採用・昇任選考基準」及び「倉敷芸術科学大学大学院担当教員資格審査に関する細則」において定められた手順に則り、以下の方針に従って厳正かつ公正に審査する。

- (1) 科目担当者並びに大学院の教育・研究指導資格の適合性について、学科・専攻等の目的及びポリシーに基づき、かつ、教育・研究上の実績を厳正に審査し、適切な教員を配置する。
- (2) 選考においては、研究業績に偏重することなく、人格、教育研究指導上の能力、教育業績、学会及び社会における活動実績等にも留意する。
- (3) 学科・専攻等の分野組成、職階構成、年齢分布及び教員編成の年次進行を常に念頭に置き、計画的かつ公正に採用、昇任を進める。
- (4) 採用、昇任や編制の変更は、該当する学部、研究科等のみではなく、学内の幅広い意見をもとに

公正かつ適切に行う。

### 3. 教員の資質向上に関する基本方針

全員参加の原則のもとに、組織的かつ多面的な FD 活動、研修等を行い、絶えず教員の教育者・研究者・組織人としての資質向上に努める。

### 4. 教員組織に関する編制方針

学生及び保護者に対して責任ある教育を行い、社会に貢献できる人材を送り出すために、教員組織の編制は、以下の方針を持って行う。

- (1) 大学設置基準などの法令の要件を満たす専任教員を配置する。
- (2) 大学及び各学部・学科、各研究科・専攻の理念、目的、教育目標並びに各ポリシーなど、各種方針とそれらの目標を実現するために必要な教員を配置する。
- (3) 常勤教員は、教授、准教授、講師、助教、特任教授、特任教員及び再任用教員から構成される専任教員と助手で構成する。任期制教員（雇用契約で任期の定められた教員）は、原則として非常勤講師、特任教授、特任教員及び再任用教員とする。
- (4) 時代的・社会的要請が激しく変動する分野では、任期制教員を有効に活用する。
- (5) 組織的な教学活動を行うために、専任教員及び助手は学科を超えた共通教育の実施や大学運営等において適切かつ積極的に役割を分担する（特任教授、特任教員を除く）。
- (6) 各学科、専攻において求める専門的能力及び職階毎に要求される職務責任を明示し、双方に優れた教員をもって編成する。
- (7) 各学科、専攻の分野組成、職階構成、年齢分布及び教員編成の年次進行を常に念頭に置き、将来計画を策定する。

### 5. 教育及び研究・創作組織に関する編制方針

普遍の共通分野や基盤強化に必須の分野をおろそかにせず、時代的、社会的要請に対応するために、以下の方針を持って、教育及び研究・創作組織を編制する。

- (1) 本学が定める教育目的を達成するために、必要な学部・学科及び研究科・専攻を組織する。
- (2) 本学のミッション、各種目的等を達成するために、必要な研究所またはセンター等の教育及び研究・創作支援組織を置く。
- (3) 時代と社会で必要とされる知識、実践の場を提供するための組織を構築する。

### 6. 改廃

この各種方針の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

### 附則

この各種方針は、平成29年 7月12日から施行する。